# 令和3年 第4回定例会

# 産業建設常任委員会 会 議 録

期日:令和3年12月9日(木)

場所:大曲庁舎 第3委員会室

# 令和3年 第4回大仙市議会定例会 産業建設常任委員会 会議録

日 時:令和3年12月9日(木曜日) 午前9時56分~午後0時7分

会 場:大曲庁舎 第3委員会室

出席委員(8人)

委員長 9番髙橋徳久 副委員長 16番山谷喜元

委員 1番佐藤芳雄 委員 7番青柳友哉

委員 10番 古 谷 武 美 委 員 11番 橋 本 琢 史

委員 14番本間輝男 委員 15番佐藤育男

欠席委員(0人)

遅刻委員(0人)

早退委員(0人)

説明のため出席した者

農林部

農林部長 渡 辺 重 美 農業振興課長 杉 山 真 矢

農業振興課参事 髙 橋 隆 伸 農業振興課参事 枝 川 元

経済産業部

経済産業部長 冨樫真司 企業立地推進課長 加藤健一郎

観光文化スポーツ部

観光文化スポーツ部長 伊藤優俊 盤 観光振興課長 山崎兼人

温泉施設対策室長 高 橋 典 スポーツ振興課長 鈴 木 貴 博

建設部

建設部長 今 和 則 道路河川課長 京 野 和 明

道路河川課参事 佐藤 彰 道路河川課参事 冨樫 一哉

都市管理課長 高橋 完 都市管理課課長待遇 有 明 徹

都市管理課参事 伊藤 隆 建築住宅課長 佐々木 博喜

#### 審査議案等

- 第1 議案第115号 大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び米ヶ森公園の指 定管理者の指定について
- 第2 議案第116号 令和3年度大仙市一般会計補正予算 (第6号)
- 第3 議案第117号 令和3年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 第4 議案第118号 令和3年度大仙市一般会計補正予算(第7号)

#### 午前9時56分開 会

○委員長(髙橋徳久) 本日は、ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとう ございます。

ただ今より、産業建設常任委員会を開会いたします。

○委員長(髙橋徳久) それでは、当委員会に付託された事件につきまして、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあとで、 マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

- ○委員長(髙橋徳久) 審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。冨樫経済 産業部長。
- ○経済産業部長(冨樫真司) 産業建設常任委員会、経済産業部の委員会審査に当たり、 諸般の状況についてご報告を申し上げます。

国内及び県内での新型コロナウイルスの感染が落ち着きを見せている状況ではありますが、新たな変異ウイルス、オミクロン株の感染が日本を含め世界各地で確認され、予断を許さない状況が続いております。

今月の7日に総務省が発表した「10月の2人以上世帯の家計調査」によりますと、 1世帯当たりの消費支出は28万1,996円で、物価変動を除く実質で前年同月比 0.6パーセント減となり、3カ月連続で減少となりました。

全国で緊急事態宣言が解除されたものの外食や宿泊代の減少が続いており、地域経

済は依然として深刻な打撃を受けている状況であります。

今次定例会初日には、「宴会場施設運営支援事業」や「得得飲食チケット事業」を ご承認いただき誠にありがとうございました。

これからの忘新年会の時期に向けて、市内飲食店への人の流れを取り戻すべく「得 得飲食チケット事業」には、昨日までに263店舗からの登録申し込みがあり、明日 10日からの事業スタートに向けて準備を進めているところであります。

飲食店利用を促すことで、飲食店を支援する事業でありますので、議員各位におかれましても登録店での積極的な利用をお願いいたします。

次に、6月に秋田県、大仙市と立地協定を締結いたしました、人材派遣・コールセンター業の株式会社エスプール様についてでありますが、イオンモール大曲内に「秋田大曲BPOセンター」を設置し、8月から操業を開始しております。

現在、男4人、女26人合わせて30人を地元から新規に雇用いただき、特に若い 女性向けの雇用の場が不足している当市にとりまして、雇用の場の創出や若者の定住 といった意味でも、大きく貢献していただいております。

また、エスプール様の創業から培ってきたノウハウとショッピングモール内への出店という地の利を生かし、調査業務委託という形ではありますが、今月中にはエスプール様による行政窓口サービスをイオンモール大曲で開始する予定であります。

「マイナンバーカードの取得手続き」や当市が株式会社タニタ様と進める「健幸まちづくり」そして「各種チラシ・パンフレット設置」など商業施設内にサービスカウンターを設け、民間企業による自治体窓口運用の可能性や効果、課題などについて調査する予定であります。

以上、諸般の状況についてご報告申し上げましたが、コロナ禍の影響が続く中、引き続き国や県の動向を注視しながら、事業を推進してまいりますので、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日ご説明申し上げます補正予算案は、商工業振興課と企業立地推進課所管の事業についてであります。

この後、担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、諸般の報告と挨拶に代えさせていただきます。

○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。

#### ○委員長(髙橋徳久) それでは早速、審査に入ります。

初めに、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)を議題と

いたします。

初めに、商工業振興課所管分について、説明を求めます。冨樫経済産業部長。

○経済産業部長(冨樫真司) それでは、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計 補正予算(第6号)のうち、商工業振興課所管の補正予算について、ご説明申し上げ ます。

資料ナンバー3、補正予算書12月補正②の17ページをご覧ください。

7款1項2目28事業、中心市街地商業活性化対策推進事業費について300万円 の減額補正を行うものであります。

8月最終土曜日に開催される「全国花火競技大会」に合わせ行われる「花火ウィーク」が、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となったため減額補正を行うものであります。

以上、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、商工業振興課所管の補正予算につきまして、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。ただ今、説明が終了いたしました。 これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、企業立地推進課所管分について、説明を求めます。加藤企業立地推進課長。

○企業立地推進課長(加藤健一郎) 議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正 予算(第6号)のうち、当課所管の内容についてご説明申し上げます。

資料ナンバー3-1、令和3年度補正予算(案)12月補正2の9ページをご覧いただきたいと思います。

7款1項2目、工業振興奨励事業費についてであります。

補正前額の1,000万円に3,447万3千円を追加し、補正後の額を4,44 7万3千円とするものであります。

本事業は、雇用の促進による地域経済の発展を図るため、新たな設備投資を行う新規誘致企業や既存の市内企業に対して必要な支援を行うものであります。

大仙市誕生以来、新規操業や規模拡大に係る固定資産税の減免や補助金等の申請が59社から提出され、延べ約580名の雇用が創出されております。昨年度は9社から申請があり、各種補助金等の要件を満たした7社に対して2,239万6千円を交付しており、雇用要件を満たすに至らなかった2社については固定資産税の減免のみ

を行っております。

今年度は、新型コロナウイルスの影響による業績悪化を受け、新たな投資を控える 企業が多いと見込まれておりましたが、世界的な半導体需要の高まりを受け、市内の 電子部品や機械設備製造業等においても増産に向けた設備投資が行われております。

具体的には、太田地域に本社があり電子部品の製造を行っている北斗通信工業株式会社様が大曲地域の川目地区の空き工場を新たに賃貸し、建物を改修した上で工場を稼働させております。同社には工場等用地取得等助成金81万9千円、工場等建物・設備等取得支援補助金459万2千円、合わせて541万1千円を交付する見込みであります。

また、協和地域に本社があり、半導体の部分メッキを主業とする東電化工業株式会 社様が製造ライン増設のため約2億3千万円の投資を行っており、工場等建物・設備 等取得支援補助金2,326万2千円を交付する見込みであります。

このほか、雪対策支援補助金につきましては、工業等振興条例または空き工場等再利用助成金の対象企業に対し、雪対策に係る経費の2分の1を補助するものであり、協和地域の株式会社大仙バイオマスエナジー様をはじめ5社に対し、700万円の交付を見込んでおります。

なお、こうした支援措置を通じて、企業から提出された計画書ベースではありますが、新たに20名程度の雇用が創出される見込みであります。

新型コロナウイルス、脱炭素社会への対応など企業を取り巻く環境は大きな変革期のただ中にあると認識しておりますが、引き続き企業の皆様に寄り添い、必要とされる支援を提供することができるよう各種制度の充実に努めてまいります。

以上、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、当 課所管の内容についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜ります ようお願い申し上げます。

○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。ただ今、説明が終了いたしました。 これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決につきましては、最後に一括して行います。

○**委員長(髙橋徳久)** 次に、議案第117号、令和3年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。加藤企業立地推進課長。

○企業立地推進課長(加藤健一郎) 議案第117号、令和3年度大仙市企業団地整備 事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

同じく資料ナンバー3-1、令和3年度補正予算(案)12月補正②の10ページをご覧いただきたいと思います。

1款1項1目、企業団地整備事業費についてであります。

補正前額の3億6,413万円に610万円を追加し、補正後の額を3億7,02 3万円とするものであります。

本事業は、市外からの企業誘致や既存企業の事業拡大の受け皿として新たな企業団地を整備し、特に若者の雇用機会の確保に努めながら市内産業の振興を図るものであります。

平成29年度に適地調査を実施し、大仙市大曲西根字上野地内の約10ヘクタールを選定しており、企業の立地需要に合わせて第1期から第3期まで段階的に整備することとしております。

第1期分の北側約4~クタールにつきましては、平成30年度から令和元年度にかけて農地開発に関わる手続きや用地交渉などの条件整備を行い、令和2年11月から造成工事に着手しております。来年3月18日の完成に向け、11月末現在の進捗率は76.6パーセントとなっており、事故も無く順調に工事が進められております。

売り渡し先につきましては、既に4区画のうち3区画について、企業等が分譲の申 し込みに向けた具体的な準備に入っております。

補正予算の内訳でありますが、造成後の土地について登記等の手続きに必要な確定 測量業務を行うための経費として610万円を計上させていただいたものでありま す。

本業務につきましては、来年度当初予算に計上する予定でありましたが、早期の売り渡しを希望する企業に応えるため、年度内に実施するものであります。

引き続き、若者の雇用につながる企業の投資動向を注視しながら、積極的な誘致活動を行い、可能な限り早期に売り渡しが完了するよう努めてまいります。

また、第1期造成分の売り渡し価格及び第2期造成に向けた考え方につきましては、 改めて説明の機会を設けさせていただきたいと存じます。

以上、議案第117号、令和3年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。ただ今、説明が終了いたしました。 これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 簡単に申し上げます。

特別会計を敷いている以上、本年度中に売り渡しが可能だというような思いでいいですか。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、加藤課長。
- ○企業立地推進課長(加藤健一郎) 本事業につきましては、約5億5千万円の事業費が掛かっております。そのうち約2億5千万程度を企業から回収しまして、約1億円程度は県の方の補助金をいただく予定となっております。市は、2億円程度負担する予定ですけれども、30年間にわたって起債を返済していくことになります。

すみません、本間議員のご質問にお答えする、来年度の売り渡しということで、来 年度3社から2億円弱いただく予定です。契約後すぐにお金をいただく予定です。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 流れとしては非常に良い流れだと思うがら、それに対してどうのこうの申し上げませんが、基本的には、早期に売却をして、早期にやっぱり返済をきちんとしていくという建前だと思いますので、事業としては、3月18日の完成に向けて、売り渡しがいつごろになってうんぬんというやつをもう少し説明していただければありがたかったなという思いでした。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、加藤課長。
- ○企業立地推進課長(加藤健一郎) 3月18日に完成しまして、そのあと確定測量しまして、そのあと4月以降3社に対しては契約行為させていただいて、そのあとお金をいただくという予定であります。残り1区画につきましては、まだ立地企業決まっておりませんけれども、引き続き首都圏の企業さんを中心に立地をしていただけるよう働き掛けていきたいと思います。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 予定どおりの単価で売れるかという意味も含めてだ。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、加藤課長。
- ○企業立地推進課長(加藤健一郎) その点につきましては、詳しいご説明をするには、 まだ準備が整っておりませんで、改めてご説明をさせていただきたいと思います。
- ○委員長(髙橋徳久) ほかにございますでしょうか。はい、佐藤委員。
- ○15番(佐藤育男) すみません、確認です。

今回1期工事4区画ということでした。さっき3企業が交渉中といいますか、もう

1区画がどごくるが分がんねども、1社1区画という単位の交渉でやられているのか、例えば1区画のやつを、おらいえでこんけいらねど、半分でいいといったじきに、残りの半分が狭くてどうしようもならねとかっていうこともあったりするかもしれないので、広さが中途半端に残るというか、そういうことあれば今後の交渉さも支障あるので、そういうこと、ちょっと確認をお願いします。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、加藤課長。
- ○企業立地推進課長 (加藤健一郎) 佐藤委員のご質問にお答え申し上げます。

現在のところ1区画大体1町歩程度になっておりますが、これを分割して売るということは考えていないところであります。

また、2期造成に向けましては、あらかじめ企業さんの需要を聞き取った上で、例えば2町歩欲しいという方がいれば2町歩の土地を整備して、反対に0.5でいいよという企業さんがいれば0.5分で整備するように、とりあえず企業さんのご要望を十分聞き取りながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。オーダーメイド型で進める。

- ○委員長(髙橋徳久) ほかにございますでしょうか。はい、佐藤芳雄委員。
- ○**副議長(佐藤芳雄)** 1軒か2軒、この端っこにあるけれども、この家から買収してけれどが、市の方さ要望が来てますか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、加藤課長。
- ○企業立地推進課長(加藤健一郎) 佐藤委員のご質問にお答え申し上げます。

2期工事の計画内にある2軒のおうちについてでありますが、第1期工事に入る前に、10~クタールの全ての地権者に工事の概要についてご説明しております。2軒の土地所有者、建物所有者の方には、非常に協力的なお答えをいただいておりまして、ちょっと雑ぱくな言い方をすると、協力するから早く買ってけれと。可能な限り、企業さんの需要を掘り起こして、早期に2期に入りたいなというふうに考えておるところであります。

○委員長(髙橋徳久) ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 午前10時20分 休 憩 )

( 午前10時22分 再 開 )

○委員長(髙橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。渡辺農林部長。

○農林部長(渡辺重美) お時間いただいて、ありがとうございます。

今回、委員会の案件といたしましては、いずれもコロナウイルスの関連で影響が出たというもの、稔りフェアのイベントの中止に伴う減額、そして昨日追加提案ということで、主食用米の下落ということへの対応ということで、概要につきましては、佐藤隆盛議員からの質問でも、大体のこと、また魁にも昨日概要が掲載になりましたので、お分かりだと思うんですけれども、是非ともこちらご承認いただいて、できる限り早いタイミングでの農家さんのお手元に届くような段取り進めてまいりたいと思ってございます。よろしくお願いしたいと思います。

あと昨日、8日付で本年産の水稲の作況ということで公表なりました。

以前の10月25日現在と数字は変わっておりませんけれども、102という状況です。全国では、101の平年ということなるんですけれども、やはりこの状況を考えますと令和4年産というような、また米の需給というものがかなり緩んだ中での対応になりますけれども、答弁の方でも申し上げましたとおり、国の事業等、あるいは生産の年数を提示しながら、農家さんの理解得て、なんとか一つの米産地として、対応してまいりたいなと、なかなか産地一つで改善できるものではないんですけれども、この動きが全国に広がっていきながら進めてまいりたいと思います。

あと、種苗交換会でございます。

来年大仙市ということで、今年は委員会でもご視察いただいたわけですけれども、 今ちょうど予算の締め切りも既に終えておりますけれども、粗々ですけれども、市と しての負担金というのは大体5千万ぐらいということで計上してございます。また、 総事業費と申しますか、全体枠では、7,200万ほどと、若干過小の計上ではありますけれども、これが最終的には来年の5月の協賛会の総会ということで、最終決定にはなるんですけれども、粗々で大体のラインが決まり次第、委員会の方にもご報告してまいりたいなと思ってございます。どうか、よろしくお願いしたいと思います。まず、米価下落に対しては、先ほど申しましたとおり、ご承認いただいた上で、進めていってまいりたいと思ってございます。どうか、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。当局の説明を求めます。杉山農業振興課長。

〇農業振興課長(杉山真矢) 議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、農業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3の大仙市補正予算(12月補正②)により、説明させていただきます。

なお、歳入予算につきまして、補正予算書の16ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、50事業、農業振興費負担金につきましては、補正前の額655万5千円に447万2千円の減額補正をお願いし、補正後の額を208万3千円にするものでございます。

併せて減額する補正額の歳入財源は、19款繰入金、1項繰入金、1目基金繰入金、 13節地域振興基金繰入金であります。

この減額補正につきましては、10月16日、17日に開催を予定しておりました イベント「秋の稔りフェア」が、新型コロナウィルス感染拡大の影響から中止となり、 その不用額が確定したことを踏まえ、減額補正をするものでございます。

以上、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、農業振興課所管分の 説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了しました。これより、質疑を行います。 質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決につきましては、最後に一括して行います。

- ○委員長(髙橋徳久) 次に、議案第118号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。当局の説明を求めます。杉山農業振興課長。
- 〇農業振興課長(杉山真矢) 議案第118号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第7号)のうち、農業振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4の補正予算(12月補正③)と資料ナンバー4-1の事業説明書により、説明させていただきます。

補正予算書は8ページ、事業説明書は3ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、81事業、主食用米次期作支援 事業費(新型コロナウイルス対策)につきましては、2億7,628万3千円の補正 をお願いするもので、財源は全て一般財源となっております。

事業の概要でありますが、米価下落対策としては、国のセーフティネットとなる収入保険制度等はありますが、令和3年度の概算金は昨年度との比較で、1俵当たり2,000円もの大幅下落となっており、大規模経営体の安定化と本市農業の生産構造を支えるセーフティネットに加入していない小規模・家族経営体の離農を防ぐため、引き続き次期作に取り組む農業経営体に対し、支援金を給付するものであります。

(1)の給付対象者ですが、3年7月1日において、市内に住所を置く農業経営体、3年産主食用米作付面積が30アール以上で販売実績がある経営体、3年度の経営所得安定対策の方針に参画し、JAまたは主食集荷業者に出荷する経営体、次年度以降も引き続き需要に応じた米生産に取り組む経営体。

以上四つの要件を全て満たす経営体としております。

- (2) の給付単価及び補正額では、給付単価を10アール当たり3, 000円。 10アール単位での給付となりますが、対象面積を9, 191.3 へクタール。 給付総額で2億7, 573万9千円としております。
- (3)申請方法では、給付対象者に対し、予算成立後、郵送で申請書を通知し、必要書類を大曲地域では、農業振興課、各支所では農林建設課で受理します。

支払い方法は、申請者が指定した本人口座への振り込みとなります。

なお、会場を設けての受け付け会の開催を予定しております。

(4)申請期間は、本定例会最終日の翌日、12月17日から令和4年1月31日 までとしており、できる限り早期、遅くとも4年2月中の交付ができるように努めた いと考えております。

以上、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第7号)のうち、農業振興課所管分に

つきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、 お願いいたします。

- ○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。 質疑のある方は、お願いいたします。はい、古谷委員。
- ○10番(古谷武美) 対象者がJAまたは集荷業者ということなってるんですけれども、そういうところに出さないで、直接レストランとか食堂とかに出してる農家さんには出ないということですか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- ○農業振興課長(杉山真矢) 今般、いろいろな農業の形態ございますけれども、まずは意欲を持って、一般的に農協さんですとか、集荷業者さんに、転作の率を守りつつ出荷してる農家さん、この人方は自分たちの責任ではなく、別の部分で2,00円の下落という影響が、真面目に取り組んでいるにも関わらず影響が出たわけでございます。この方々をなんとか救いたいという、そういうふうな事業がこの事業でございまして、まず自分で努力して、契約栽培などで、定期的に直接受注者とやりとりしている方というのは交付対象ということではなくて、今回は対象から外させていただいて、引き続きこの下落の単価でやっていくであろうという想定でおります。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、古谷委員。
- ○10番(古谷武美) たまたま私に相談来た人なんですけれども、結構な、例えば 2町歩とかぐらいの、業者や販売店と、レストランとかそういうところと契約して やっているところで、結構やっぱり、農協に売るのも下がるんだけれども、結局、 そこも下がってると、直接売ればもうかるんじゃなくて、やっぱり売るための努力 も結構してるし、売り上げが大きいと、そこら辺なんとがなんねがという相談受け たもんで、ちょっと今聞いたところなんですけど、少しそこら辺も考えてもらっ て、対象になってもらうことがありがたいところなんですけれども、そこら辺もう 1回聞きたいと思います。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- ○農業振興課長(杉山真矢) そういった方々、結構規模大きい方々だと思うんですけれども、まずこれに限らず収入保険であるとか、そういった保険制度がございます。収入保険については、本当に前年度の差額、それに対して9割まで給付されるということもございますし、様々な取り組みある中で、まずは真面目に取り組んで委託販売している方、その方々は確実に収入というのが下がっているという状況で

すので、その確実に下がっている状況の方々に対しての今回の支援となっております。販売直接の場合は、ちょっとまちまちでして、一律の交付というのは現状ではちょっと難しい状況にございますので、なんとかご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、古谷委員。
- ○10番(古谷武美) 分かりました。それと今その農協なり集荷業者に出していない農家さん、何人とか、そこ市の方で把握はしてますか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- ○農業振興課長(杉山真矢) 現在、この予算額の想定でありますとおり、9,19 1.3~クタール、対象農業経営体数3,237経営体、こちらの方、まずは最大 の分母として予算を計上しているところです。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、古谷委員。
- ○10番(古谷武美) 実際はそうすると、直接売ってる人は、これから除いた、計算すれば出てくるということですか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、渡辺部長。
- ○農林部長(渡辺重美) JA等に委託販売しないかたちで個別販売してる農家さん ということだと思うんですけれども、今回9,191.なにがしということで、全 体の主食用米の面積がお示ししてございますけれども、これが主食用米全体の9 4. 4パーセントに当たります。先ほどのいわゆるJAさん等に対する委託販売を していない、個別販売している方々っていうのは、面積ベースで454.4ヘクタ ール、パーセンテージで4.7パーセント、5パーセント弱の方々が、やっぱり自 分で自助努力しながら作付けしていると、その方々というのは全量主食用米を作付 けしているという方々がほとんどかと思ってございます。値段的には双方のやり取 りで決定される部分なんですけれども、大体例えば1万5千円であるとか、そうい うお話は往々にして伺ってあるところです。従いまして、今回JA等概算金という 設定で委託販売してる方々というのは、JAの決定をすべからく飲み込まなければ ならない、非常に減収の要因を直接受けられたということで、非常にそういった集 荷業者、JA等というような取り扱いとさせていただくところでございまして、確 かにパーセンテージで、面積ベースで4.7パーセント、人ベースで242名の方 々がとりあえず数字上ではいらっしゃいます。人ベースで大体 5.6パーセントぐ らいということなるんですけれども、ほとんどがやっぱり委託販売という状況の中 で、94.4パーセントはカバーするかたちで給付をしてまいりますので、なんと

かご理解いただければと思ってございます。

- ○委員長(髙橋徳久) ほかにございませんでしょうか。本間委員。
- ○14番(本間輝男) 給付対象者、次の要件を全て満たす経営体っていうところの 一番最後です。この制度からすれば、次年度以降も引き続き需要に応じた米生産に 取り組む経営体ということなるんだけども、私の地域で、私の家からちょっと上の 方の方で10町歩くらい作ってる方、来年度以降全て他の法人に全部経営を移すと、 委託するという方がおります。その方に言われたことは、このままで行ったら来年 度も私が付けなければ、当年度分はこねべどいうことで受委託の経営を押してらか もしれないということで、非常に心配してらっし、私。というのはこれ、種を含む、 次年度の生産を生かすためにということで出したことはいいんだけれども、私の地 域以外だって、例えば協和でも南外でも、今年これだけ下がって、来年も下がると すれば、もう来年度やらねど、もう移すど、ところが実際申請してみれば、受委託 契約が完了して、次年度植え付けませんっていう人は対象にならないというような、 私の率直な思いです。そういうことが、前提として考えなかったかもしれないけれ ども、法人なり、集落営農が、やっぱり膨れてきました。大きくなってきました。 受委託する人方が実際今年と来年にかけて出るどすれば、この給付対象者の一番最 後がネックならねがなと思ってだっし。そこまで考えなかったかもしれないけれど も、例えば私が橋本さんに全部やると、当然申請せばもらえるどいうのが普通です。 ただその前に受委託契約してしまえば、下手すれば新しい人さいぐというかたちに なるのでないかという私の心配です。面積大きくなれば、10町歩っていえば30 万です。そういう極端な人はいないどしても、例えば3町歩どが、とても間に合わ ないので佐藤育男さんにお願いしますという人が出た場合、ここあたりの解釈をき ちんとしないと後で地元の支所の方々が対応ひとつ非常に難儀しねがなという思い です。あんた方、私より優秀な方々ですので、これは危惧することなので、ないか もしれませんが、実際私の方で言われてます。その辺、どう思ってますか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- ○農業振興課長(杉山真矢) 現在、要項を作ってるところなんですけれども、まずは意思確認して、その時点で次年度もやるという意思が確認できた場合は対象として取り扱いたいなと思っております。仮にその後やっぱり出来なかったというところは、例えば失業とかのやむを得ない理由とか、あとは逆に大規模経営体に集約するような動き、例えば今ほ場整備やってて、来年法人化する、そこのところに全部地域がみんな集めるよとか、そういった集約化の動きですとか、担い手を集めるよ

うなもの、そういったものは返還要求に当たらないと、そういったようなかたちで 要項を、なかなか難しいんですけれども、そのような形で対応しようかなというふ うには考えております。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) ただ、今基盤整備してるところは、ある程度それはそれで通るけれども、私の方みたいにもう基盤整備出来て15年、20年なってると、やっぱり高齢化してやれないと、やっぱりこの3千円の制度がもっと早く出ればよかったんだけれども、今出たもんだがら、やっぱり農業委員会さ行って経営移譲したという方も実際ねえわけではないと思います。そこまで吟味していかないと不公平感が出たら市民の立場の中では、やっぱり嫌だ人もでるなと思ってだっし。そこら辺やっぱり、16日まで時間ありますので、ちょっとそこら辺工夫したらなんただっしか。というのは、私ちょっと農業委員会さも聞いだば、受委託やっぱり出てきたというなだっし。来年も下がるとすれば、これ下手すれば請け負った人丸々もうけだっし。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、山谷委員。
- ○副委員長(山谷喜元) 関連して、全くそのとおりで、実は俺も頼むんだっしよ。 たった1町歩だけど来年。それで、私が思ったのは、早めに交付するとおっしゃってたので、頼んだ人がそれもらえるようにするためには、じゃ2月までどが、早めに移譲して、移譲してというか、台帳上ね、台帳上動かして、そうやってけだ方が、最初っから次期作のためのという方向が、我々要望書みでなのも国県に出したけれども、あそこに重要な位置として次期作ということがあったもんだがら、そういうことかなと思っていました。それで、ちょっと質問なんだけども、これは誰が振り込むんだっしか。例えば、農協さんとか、業者さんが農業者の経営体に振り込むのか、役所でつかんでて、それで直接振り込むのか、どっちなんですか。これは、農協と業者以外の人には出さないというような話しもあったがら、どういうふうな支払いの仕方、どごでするんだべがなと今思ったので、それででした。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- ○農業振興課長(杉山真矢) まず対象者なんですけれども、7月1日に営農していた経営体ですので、実際減額の影響を受けた方が対象となります。ですので、性格としては補塡の方の意味が強いですけれども、ただ、なかなかこの事業組み立てるに当たって、次期作支援というかたちが、国とかでも、リノベーションでも次の取り組みというのが、まずかたちですので、申請はするけれども、集約化に協力する

ような場合は返還対象にはならないというようなかたちで、あくまで相対でも相手が担い手、中間管理機構を経由した場合は返還要求には当たらないと、そういうような作り込みで今年の作付け農家を助けたいというふうに思ってます。

あと、山谷委員のご質問ですけれども、振り込みは市が振り込むようなかたちになります。ですので、まとめてということではなくて、市が振り込むかたちになります。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、山谷委員。
- ○副委員長(山谷喜元) ちょっと確認します。すると、7月1日現在、稲作したという人で、12月17日から1月31日まで申請する。その人にいく。へば、次期作でねぐ、へば、いっすな。分かりました。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 今、山谷さんもちょっとしゃべったけれども、この対象の1番さ、今年の7月1日において、大仙市内に住所または経営する農業体ということをうたってある。して、次年度以降も引き続きとなった時に、この積算根拠というのは、令和3年度の実績面積だっしべ。んだどすれば、さっき私言ったとおり、例えば、他の人さ移した場合は、令和3年度の作付け面積を根拠にするとすれば、言い方悪いども、次年度以降まで引き続き、この次年度というところを外した方がいぐねがなと思う。へば、経営移譲して、例えば、譲った人でも、委託した人も、それはあんまりねんた気してだ。次年度ということを書いちゃうと7月1日付で作付けした人と令和4年で経営委託した人どでは整合性が取れねんでねこれ。だとすれば、4番の「次年度以降も引き続き」のところを「次年度」を除いて「引き続き協力する」というかたちの方が、むしろ、へば来年度委託した人ももらえるようなかたちが取れるんでねえがという意味だ。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、渡辺部長。
- ○農林部長(渡辺重美) まず支給対象者は、今年度の営農をした方々、米を出荷した方々に、この支援金ということで給付されます。ただし、収入補塡ではなくて、次年度も引き続き需要に応じた米生産を行っていただく必要がある。また同じような米価、余剰が出ればまた同じ繰り返しになってしまいます。それは出来る限り産地としてもやるべきではないと、やっぱりもっと抑制しなければならないような環境にある中ですので、ただ、今本間議員おっしゃられたように、規模が仮に大きくても、高齢化であるとか、労働力であるとか、あるいは機械の投資であるとか、改めてそこが必要な状態の方々もいらっしゃると思います。それを考えるとどうして

も、もう大きな決断をしなければならないという農家さんもいる中で、その方々が 引き続いて、その農地をどなたかに預けるという判断に至った場合であっても、引 き続き預けられた方が需要に応じた米生産を取り組んでいただけるという前提の中 で、当然返還も求めませんし、給付も当然今年のやった方々に給付はしたいなとい う想定は、これ前からうちらも、じゃこれ次期作という観念で事業考えた場合、次 期作取り組めなかったという方々に返還を求めるような、単純に行けば求めるよう な事態になってしまうなと、今やろうとしてるのは、そういうことではなくて、要 は事業の要件に合わなければ返還求めるべきという人もいらっしゃるかもしれない んですけれども、今うちらが進めようとしてるのは、あくまでも引き続いて需要に 応じた米生産をこの地域でやっていかなければならないと、ですから受け継いだ農 家さんが需要に応じた米生産に取り組むという前提の中で、返還は求めないとい う、当初からそのように思ってます。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 確認します。分がった。ということは、令和3年度、経営所得安定対策に従って作付けをして、主食米に3千円出すということだっしな。

ということは、令和3年度に作付けした人が、まず第一だということでいいっしな。ということは、令和4年のことは、まず考えていないと。ということは、経営 移譲しようが、委託しようが、令和3年度作付けした人に対しては出しますという 解釈でいいっしな。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、渡辺部長。
- 〇農林部長(渡辺重美) この3,237人と、これってもう確定された事項ですので、その方々が最大限で、もしかすれば、なんらかの返還しなければならないような事案も、もしかすれば今後出るかもしれないんですけれども、基本は、当然今協力してやってきた方々は、来年も引き続いて需要に応じた米生産というのは進めていただけるものと考えております。
- ○委員長(髙橋徳久) ほかにございませんでしょうか。はい、佐藤育男委員。
- ○15番(佐藤育男) 部長が今説明してけだったっしども、例えば、私米4町歩植えてます。ずっと離れたところさ1町歩あって、今回の下落で、ちょっと離れたところまで行くに大変だということで、その1町歩を隣の経営体さ、集落営農やってるところさ、今年手続きして変えようとしています。4町歩のうち、1町歩。そういった場合に、例えば私に、その10アール当たり3千円の対象になるのは、4町歩なのか、3町歩なのか、どっちなんですか。

### (「4町歩です」と発言あり)

- ○15番(佐藤育男) そうなった時に、要件の最後、次期作に対する手当てって、ここ引っ掛がらねっすか。これあると首絞めちゃうんでねっしかや。市長も方針で、次期作に対して、下落に対してでね、次期作に対してですよということなので、ここはちょっと俺、結構、なにが出てこねがなって、ちょっと思うんしども。
- ○委員長(髙橋徳久) 暫時休憩いたします。

( 午前10時55分 休 憩 )

## ( 午前11時 4分 再 開 )

- ○委員長(髙橋徳久) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。佐藤育男委員。
- ○15番(佐藤育男) 要件の2番目の30アール以上という、30アールに線引き した理由、ちょっとお聞かせいただけませんでしょうか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- ○農業振興課長(杉山真矢) 結局、どこで線引きするかというの非常に難しいところなんですけれども、やはり定義というのがありまして、農業センサスの定義が30アール以上が販売農家、それ未満の自給的農家という線引きがございまして、今回はそれで、30アールというところで区分とさせていただきました。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、青柳委員。
- ○7番(青柳友哉) この3千円という金額の、どうやって決めたかをある程度、細かくではなくていいんですけれども伺いたいなと思ってまして、質問させてください。ある程度充ててる歳入とか財源があるので、それを割りましたとかなのか、逆に10アールで9俵から10俵くらい取れると思うんで、落ち込んだ金額で言うと多分2万円弱ぐらいだと思うんですけど、そっちから何かの計算で3千円になりましたとか、そういったものがあれば教えてください。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- 〇農業振興課長(杉山真矢) まず3千円というのは、財政的なところもございますけれども、まず種子代、あとは諸材料として、種子代で1,500円くらい、あとは肥料代ですと9,500円とか、そのくらいでまず4分の1相当に当たるような金額がそれなのかなというところで支援したいなと考えています。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、橋本委員。

O11番(橋本琢史) 2点ほど、ちょっとお聞かせください。

まず今回は、主食用米に限定して3千円を支払うということですけども、イノベーション、加工用米なり備蓄米に作付け誘導、実際してますけども、これだとすれば加工米やらなかった方が良かったのかなという部分も農家さん、考えると思うんですよね。確かにイノベーションで1反歩当たり4万円の産地交付金かさ上げなるんですけれども、わざわざやらなくても、誘導だということで、そちらに面積を移した方もいると思います。ただそこでやはり公平性が保てるのかなという部分がちょっと一つ気になる点と。あと、農協出荷ということになれば、おばこ農協はまず仙北市、美郷町も兼ね合いがあります。ということで、大仙市が3千円。同じ組合員として、大仙市は3千円。分かる範囲で教えてもらいたいんですけれども、美郷町、仙北市はどのくらいの次期作営農支援を考えているものなのか。情報提供、もし分かれば、分かる範囲でお願いします。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。
- 〇農業振興課長(杉山真矢) まず最初の加工米の方なんですけれども、やはり誘導策としてリノベーション事業等ございまして、今まで2万円だったところが4万円なったと、それに対して、当然加工米の価格って下がってるんですけれども、やはり主食用米に比べると下落幅というのは逆にほとんどないぐらいのことなので、これについては、やはり影響というのは、主食用米に比べればあまりないのかなというところで、どこの自治体もそうですけれども、加工米じゃなくて主食用米に支援している状況ではあります。

あと、二つ目については、ちょっと中々この場では難しいんですけれども、いずれ私どもも、市長の答弁でもあったとおり、美郷町、あと仙北市、私たち事務レベルでも常に連絡交換して、じゃあそっちどのタイミングでいくらやるとかというのは、やっております。ただ、この場ではちょっと控えさせていただきますけれども、いずれ今定例会内に両方とも上げるという話は伺っております。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、橋本委員。
- O11番(橋本琢史) ありがとうございます。

なかなかやっぱりそこはシビアではあるとは思うんですけれども、ただ先ほどの加工米に関しても、やはり次期作支援ということで、やはり同じ作付けですし、種子代も掛かります、肥料代、農薬代も掛かりますので、その分について、どうなのかなということをちょっと、だったんですよ。

○委員長(髙橋徳久) はい、杉山課長。

- ○農業振興課長(杉山真矢) 次期作、補塡ではありますけれども、補塡の性格がやはり強いですので、今回はやはり下落幅が非常に大きい、その主食用米に対する支援とさせていただいたところであります。
- ○委員長(髙橋徳久) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 午前11時10分 休 憩 )

( 午前11時13分 再 開 )

○委員長(髙橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査に入る前に、当局からご挨拶をお願いいたします。伊藤観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長(伊藤優俊) まずもって、常任委員会を開催いただきまして、 ありがとうございます。

年末を控え、コロナ感染拡大も落ち着きを見せていることから、低迷していた地域 経済が息を吹き返すことを願い、今定例会の初日にご承認いただきました緊急経済対 策5件につきましても、既に動き出しております。

ご理解をいただきました産業建設常任委員会の皆様に、改めまして感謝申し上げます。

また、当部局の所管であります観光交通事業者支援事業につきましても、12月1日から受け付けを開始し、昨日8日時点で貸し切り観光バス二つの事業者37台、タクシー、こちらも二つの事業者38台、運転代行業7事業者9台の申請があり、各事

業者における経営の継続と雇用の維持確保につながることを期待しております。

さて、本日ご審議をお願いいたします観光文化スポーツ部の案件は、一般会計補正 予算案について5件の予算計上と、継続費の設定が2件、債務負担行為の追加が2件、 並びに、道の駅協和の指定管理者の指定につきまして、ご審議をお願いするものでご ざいます。

詳細については、この後、担当課長よりご説明いたしますが、ご審議の上、ご承認 賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきま す。

本日も、よろしくお願いいたします。

○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

初めに、温泉施設対策室所管分の説明を求めます。高橋温泉施設対策室長。

○温泉施設対策室長(高橋 典) 温泉施設対策室の高橋です。よろしくお願いします。

それでは、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、温泉施設対策室 所管分について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、中里温泉改築事業費について、基本・実施設計業務委託等を早期に 発注するため、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

補正予算書の5ページ、第3表、債務負担行為補正をご覧願います。

1行目の項目、中里温泉改築事業費について、令和3年度から令和4年度の期間において、基本・実施設計業務委託料等として、限度額2,451万2千円の債務負担行為を設定するものであります。

中里温泉改築事業につきましては、先月の議員説明会でもご説明申し上げましたとおり、「全解体し、新築」から「ふるさと館の改修」へ整備方針を変更しております。現在、コンパクト化及びランニングコストの低コスト化を基本とした、適正な規模・機能の施設へ改築するため、履行期間を令和4年1月末とした、改築基本計画策定業務委託を実施中であります。

改築基本計画につきましては、地域協議会の委員、中里温泉を利用されている地域 の皆さんのご意見等を取り入れながら、策定を進めております。

整備の方向性としては、1点目は、「健康増進、また地域コミュニティの拠点として、源泉かけ流しによる豊富な湯量で効果効能を存分に楽しめる温泉」とし、温泉そ

のものの魅力度アップを考えております。

2点目は、「持続可能な経営の実現」とし、ふるさと館を活用し、施設のコンパクト化を図るとともに、源泉の排熱を活用できる設備を導入し、ランニングコストを削減しながら、運営できる施設とします。

3点目は、「新たな顧客の創出」ということで、周辺施設と差別化を図ったサウナ や外気浴スペース、露天風呂、車中泊可能な駐車スペースの設置を検討しております。

導入する機能につきましては、日帰り温泉及び宴会を含む食事、物販とし、宿泊機能は持たない方向です。施設の規模は、約700平方メートルのふるさと館にエントランスや厨房、事務室など約200平方メートルを増築する方向で検討しております。

なお、基本・実施設計業務委託につきましては、1月に公募を開始し、令和3年度 内の契約締結を目指して、発注の準備を進めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い 申し上げます。

○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了しました。これより、質疑を行います。 質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(髙橋徳久) 次に、スポーツ振興課所管分の説明を求めます。鈴木スポーツ振興課長。
- ○スポーツ振興課長(鈴木貴博) スポーツ振興課の鈴木です。

説明に入る前に同席しております職員を紹介します。

スポーツ振興班班長、伊藤桂子副主幹です。

同じく、スポーツ振興班、長澤朋彦主査です。

それでは、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のスポーツ振興課所管分について、ご説明いたします。

はじめに、資料ナンバー3、補正予算書、12月補正②の20ページをご覧願います。

10款6項1目15事業・21事業・60事業は、全て新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止または延期となった事業費の減額となっております。

対象となる事業としましては、スポーツ合宿等推進交流事業費負担金が53万円、全国500歳野球大会関係費負担金が558万円、保健体育総務費補助金として、グラウンド・ゴルフ大会補助金が43万円、それぞれ減額としております。

2目の多目的人工芝グラウンド整備事業費の補正額8,555万2千円及び、仙

北健康広場テニスコート増設事業費の補正額1,338万円につきましては、このあと主な事業の説明書によりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料ナンバー3-1、令和3年度補正予算(案)12月補正②主な事業の 説明書の11ページをご覧願います。

初めに、多目的人工芝グラウンド整備事業費に係る経費8,555万2千円の補正をお願いするものであります。

財源につきましては、市債に体育施設整備事業債8,120万円の他、一般財源が435万2千円となっております。

また、現在、スポーツ振興くじ助成金の申請時期となっており、補助金等の活用、採択に向け作業を進めているところであります。

初めに、1の事業の目的としましては、少子高齢化や人口流出などの課題を抱える中、老若男女が集い、様々なスポーツを行える環境を整備し、本市の活性化や魅力的なまちづくり、市民の健康増進の場を整備するものであります。

次に、2のこれまでの実績と成果でありますが、多目的人工芝グラウンド建設事業の推進に当たっては、候補地検討委員会を設置し、市内全地域を対象に、様々な項目を加味した候補地選考を行い、仙北地域のふれあい体育館の隣接地に建設することでご了承をいただいたところであります。

令和2年度には、取得用地地権者に対しまして、事業の説明会を行い、事業実施に対してのご理解をいただくことが出来ましたので、同年中に地形測量や不動産鑑定等の調査業務を実施しています。

令和3年度は、地権者の皆様のご協力のもと、用地取得も完了しており、令和4年度実施予定の造成工事等に向け、事業を進めております。

供用開始は令和5年7月からの予定としております。

3の問題と課題でありますが、近年の建設物価等の高騰による事業費の増大やコロナ禍による資材等の確保が困難となり、工期に影響を及ぼす可能性が懸念されることから、スピード感のある事業展開を図ります。

特に人工芝などの施設の根幹部分につきましては、品質を落とさずに、付帯設備 等の精査によって事業費の抑制も図ってまいりたいと思います。

4の今後の方向性と令和3年度事業の概要につきましては、事業日程の表で示しているとおり、本工事を「管理棟建築工事」「土木工事」「機械設備工事」「電気工事」の4工種に分割し、発注作業を進めたいと思います。

各種工事の早期着工が不可欠であること、工期が複数年に及ぶことから継続費を

設定して実施します。

また、管理棟建築工事の実施設計については、令和3年度中に契約し、実施設計の完了が令和4年度となることから債務負担行為を設定いたします。

補正予算額の内訳としては、土木工事費総額の8億5,551万2千円のうち、 令和3年度は、作業期間の関係から約1割に当たる8,555万2千円を年割額と して計上させていただきたいと思います。

また、土木工事の進捗状況によって、構造物の設置や建築物の工事に順次取り掛かる作業工程となることから、機械設備工事や電気設備工事の年割額を4年度と5年度に設定させていただいております。

管理棟建築工事の実施設計業務委託につきましても、工期を令和4年5月末としており、令和4年度予算での対応を予定しております。

今後の方向性としましては、供用開始時期に向けて工事の進捗管理と利用規則の 条例等の制定、供用後の利用事業の調整も並行して進めてまいりたいと思います。

続いて、同資料の12ページをご覧願います。

仙北健康広場テニスコート増設事業費に係る経費1,338万円の補正をお願い するものでございます。

財源につきましては、市債に体育施設整備事業債1,270万円の他、一般財源が68万円となっております。

初めに、1の事業の目的としましては、同施設は、供用開始以来32年が経過しており、施設の老朽化が進行していることと、本市内のテニスコートでは唯一クレイコートであることから、雨天時には排水状況が悪く、乾燥時には土ぼこりが舞うため、利用環境に大変支障を来している状況となっています。

本施設の人工芝化とコート数を増設することは、地元競技団体からの長年の要望 事項でもあり、各種大会等開催に当たっては利便性の向上につながることから、本 事業の実施を推進し、スポーツによる交流人口の増加を目指すものであります。

次に、4の今後の方向性と令和3年度事業の概要につきましては、初めに施設の概要ですが、改修後の共用開始は令和5年4月からを予定しており、人工芝コート4面に対し、全面ナイター設備を設置します。

事業日程ですが、本工事は土木工事と電気設備工事の2本立てとし、作業工程の関係から土木工事の入札・契約業務を先行して進めさせていただきたいと思います。

供用開始時期に合わせ、雪解け後、早期の着工が不可欠であることから、継続費

を設定して事業を進めたいと思います。

補正予算の内訳ですが、本工事についても、土木工事の進捗状況によって、構造物等を設置する電気工事関係に取り掛かれる作業工程となることから、年割額を設定した上で工事の進捗状況を適宜、確認し、事業を推進させていただくものであります。

続きまして、資料ナンバー3、補正予算書12月補正②の資料にお戻り願います。同資料の4ページをお開き下さい。

第2表の継続費の補正でありますが、多目的人工芝グラウンド整備事業費において、土木・機械設備・電気設備の各工事を令和3年度中に契約締結する見込みであることから、令和3年度から令和5年度までの3カ年で、総額10億1,199万3千円、年割額を資料記載のとおりとするもの、また、仙北健康広場テニスコート増設事業費においても、土木及び電気設備の各工事を令和3年度中に契約締結する見込みであることから、令和3年度から令和4年度までの2カ年で、総額1億8,217万9千円、年割額を資料記載のとおりとし、地方自治法第212条の規定に基づき、経費の履行に数年度要するものについて、数年間にわたり支出が可能となる継続費の設定を行うものであります。

続いて、5ページの第3表、債務負担行為の補正でありますが、多目的人工芝グラウンド整備事業費において、同敷地内に会議室や休憩室及びトイレを附帯した管理棟の建築を計画しており、その実施設計委託料について、令和3年度中に契約締結いたしたく、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を設定し、早期発注を図るものであります。

なお、本実施設計委託料につきましては、設計が完了する令和4年度に債務負担 が生ずる年度となるため、令和4年度当初予算に予算計上するものであります。

以上、ご説明いたしましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了しました。これより、質疑を行います。 質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 全員協議会で、ちょっと質問しましたけれども、市長としては、合併特例債を活用したいということであったけれども、あえて申し上げますが、合併特例債は事業費の7割来るというのが前提にありますが、私の拙い考え方からすれば、事業やればやるほど、合併特例債やれば交付税が増えるという感覚でいれば、とてもじゃないが私は来ないと思ってます。だから、この事業をやること

について、反対はしませんけれども、そこら辺の財源の内訳に関して、補助金もらえるものだったらもらう、ただし足りない部分に対しては、合併特例債というようなかたちでいかないと、私は将来的に大変な負担になるんでねがなと。

というのは、事業やればやるほど交付税が増えるとすれば、大変な良いことです。ところが、国というのは、地方さやる地方交付税というのは16兆2,000億とか、もう枠決まってます。大変なことではないかなと。これ、やることはやぶさかでないけれども、1月に入札して、2月に契約するというようなことだとすれば、相当やっぱり、県なり、国との折衝進んでると思うけれども、これ課長よりも部長にお聞きしますが、財源についての裏付けというのは、きちっと取れてるかどうか、まず確認します。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、伊藤部長。
- ○観光文化スポーツ部長 (伊藤優俊) 本間議員のご質問にお答えしたいと思います。 財源については、各補助金、地方創生交付金、それから森林環境整備譲与基金を それぞれ調べさせていただいて、地方創生交付金は、上限5億ということで、トラ イはしたんですけれども、この間の全員協議会で市長が答弁したとおり、ハードル が高すぎて採択にならなかったと。もう一つ、森林環境整備譲与基金、こちらの方 は、建物の方、建築物の方に充当できればと思って、今作業を進めているところで す。それと、スポーツ振興くじ助成金、これの上限額が4,800万で、実はテニ スコートもあったために、上限額がテニスコートの方が高かったんですけれども、 どこまで付くか分からないと、それで、多分これ、サッカーの方先にやると、多目 的グラウンドの方に切り替えて、この後申請したいなというふうに考えております。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) 土木工事を5年という、後を決めてしまった以上、今やらなければいけないという流れだと思います。令和5年まででかすという根拠っていうのはなんだ。

通常であれば、計画があって、これだけのものやって、目標としてはこれまでに でかしましょうというけれども、この人工芝に関しては、けつが決まってるような 感じがしてならねわげっしよ。

というのは、この真冬に入札行為起こして、契約するという、土木工事も含めて、今やるというのは、なんか拙速なような感じしてならねわげっしよ。

○委員長(髙橋徳久) はい、鈴木課長。

- ○スポーツ振興課長(鈴木貴博) 令和5年度の完成予定時期なんですけれども、今回の多目的人工芝工事の規模、そこから、約1年程度の工事期間で完成する計画でありました。また、令和5年度の7月なんですけれども、世界少年野球大会という行事が大仙市で開催するということで決まっておりまして、時期的にはちょうど、こけら落としにも当たってというところで、令和5年度7月の完成としました。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) なんだが大会あるというのは、私知ってる範囲では初めて聞きました。だとすれば、早めにやっぱり議員の人方には、そういう大きい大会に間に合わせるために、有効活用してもらうために、これを一生懸命やるんだというものが、もっと早く言わないと、我々にすれば、なんのために、5年に出かすんだというものが見えない中で、ばやっと14億だなんていうんたものがでされても困るということだ。

だとすれば、令和5年の7月にこういう大会を誘致して、それを一番最初にアピールしたいというのだとすれば、もっと早く言わねば駄目だ。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、伊藤部長。
- ○観光文化スポーツ部長 (伊藤優俊) 大変申し訳ございませんでした。

この世界少年野球大会、2年ぐらい前から、世界少年野球推進財団、これは王貞治さんが理事長の組織でございます。そちらの方から、横浜商科大学の監督さんを通して打診がございまして、王さんの方も令和5年度7月は、秋田県大仙市でやるというふうに話してるようなんです。ただ、昨年、それから今年、コロナで、昨年が延期なって、それが今回、今年中止、これが千葉県の成田市でやる予定でした。それから、その後、来年福岡でそれをやると、その次の年に大仙市ということで、もっと早く話できればよかったんですけれども、来年のやつもまだ決まっていない、もしかすると、令和5年に大仙市でやることは決まってるんだけれども、もしかすると1年延ばされる可能性もまだ無きにしもあらずということで、なかなか公表できなかったというのが現状でございます。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、本間委員。
- ○14番(本間輝男) この土木工事に関しては特殊な工法だと思いますが、これは地元業者でできる工事なのかどうか。それともスポーツ関係の特殊な業者がやるようなものなのか、そこら辺の説明が受けていないので、この機会にあえてお聞きします。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、鈴木課長。

- ○スポーツ振興課長(鈴木貴博) 全面人工芝ということで、面積は確かに大きいんですけれども、人工芝の敷設工事というもの自体が、市内の業者さんでも実績があります。金額的にはJVになりますが、基本的には市内の業者ということで考えてます。
- ○**委員長(髙橋徳久)** ほかにございませんでしょうか。はい、佐藤育男委員。
- ○15番(佐藤育男) ちょっと聞き間違えてたらすみません。

予算書の20ページの保健体育総務費補助金、当初予算さ1,730万くらい予算あって、確かグラウンドゴルフ大会が中止になったっていう説明を聞いた気がするっしども、で減額、ほぼほぼ使われてるっしね、その中止なったのにも関わらず、こんけ経費掛かったという、その内容ちょっとお聞かせ下さい。

- ○委員長(髙橋徳久) はい、鈴木課長。
- ○スポーツ振興課長(鈴木貴博) この保健体育総務費補助金なんですけれども、今回減額させていただいたのはゴルフ大会の補助金の部分なんですが、この補助金の中にスポーツ少年団の補助金、大仙市スポーツ協会の補助金、それからスポーツ少年団の大会派遣費の補助金も全部含まれておりまして、それで合計が1,730万となります。グラウンドゴルフ大会の補助金自体は、80万ほどなんですけれども、半分程度は大会準備等ございましたので、この中から使われてございます。
- ○委員長(髙橋徳久) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決につきましては、最後に一括して行います。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 午前11時45分 休 憩 )

( 午前11時46分 再 開 )

- ○委員長(髙橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。今建設部長。
- ○建設部長(今 和則) お疲れ様です。

本日は、本会議休憩中のところ、常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には日頃より建設部の事務事業の遂行につきまして、ご指導とご 鞭撻を賜り御礼を申し上げます。

初めに、除雪対策の状況についてご報告いたします。

本市では、11月27日に今冬はじめての積雪を観測し、その後、12月2日と5日にも降雪があり、今日現在で累計で6センチメートルの積雪を観測しております。現時点では、例年より降雪が少ない状況ですが、気象庁のエルニーニョ監視速報によりますと、豪雪だった昨年と同様にラニーニャ現象が発生しているとみられると発表されており、警戒しているところです。いずれにいたしましても、円滑な道路交通を確保するため、本庁と支所及び建設水道事務所の連携強化について確認するなど、道路除雪の体制を整えて万全を期しているところであり、市民サービスの向上に努めてまいります。

さて、本日、ご審議をお願いいたします案件は、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、道路河川課所管分の道路維持管理費及び交通安全施設整備費に係る債務負担行為の追加についてと、建築住宅課所管事業の住宅リフォーム支援事業費の補正について、及び議案第115号、大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び米ヶ森公園の指定管理者の指定についてのうち、都市管理課所管の米ヶ森公園についてであります。

このあと、各担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長(髙橋徳久) ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

初めに、道路河川課所管分の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長(京野和明) それでは、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計 補正予算(第6号)のうち、道路河川課所管分について、ご説明申し上げます。

補正予算書(12月補正②)の5ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費11事業道路維持管理費の債務負担行為分につきましては、期間を令和3年度から4年度、限度額は2,500万円をお願いするものであります。

舗装道路においては、融雪期に損傷箇所が多く発生することから、融雪後の道路補

修を速やかに実施し、舗装陥没による事故の発生を未然に防ぐ必要があります。

冬期間においても、簡易合材による穴埋め作業を、排雪作業と平行して行っておりますが、本格的な雪解け時の路面状況を考慮した場合、「早期発見・早期対応」が重要と考え、令和4年度に予定している市単独の道路維持工事のうち、舗装欠損部の補修を前倒しで行うため、今回の債務負担行為とさせていただくものであります。

次に、8目交通安全施設整備費2事業交通安全施設整備費の債務負担行為分であります。これにつきましても、期間を令和3年度から4年度、限度額は1,500万円をお願いするものであります。

交通安全施設のうち、路面標示につきましては、除雪等による経年劣化により5年に一度程度塗り替えをしてきております。その中でも、通学路や幹線道路の「区画線」及び「グリーンベルト」は春の入学シーズン前に補修する必要があることから、令和4年度予算を前倒しで執行するため、道路維持管理費と同様に債務負担行為を設定させていただくものであります。

以上、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了しました。これより、質疑を行います。 質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(髙橋徳久) 次に、建築住宅課所管分の説明を求めます。佐々木建築住宅課長。
- ○建築住宅課長(佐々木博喜) それでは、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、建築住宅課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー3、12月補正②、大仙市補正予算書、歳入歳出補正予算の事項別明細書は18ページでありますが、説明につきましては、資料ナンバー3-1の主な事業の説明書13ページでご説明いたします。

8款4項1目20事業、住宅リフォーム支援事業費につきまして、800万円増額し、補正後の額を5,807万8千円とするものであります。

本事業は、住宅リフォームを行う方に経済的支援を実施することで、居住環境の向上と市内住宅産業の活性化、子育てしやすい住環境整備を図ることを目的としております。

今回の補正でありますが、当初予算で見込みました、申請件数370件、補助額5,000万円に9月末時点でほぼ到達したことから、10月末を実績報告書の提出期限とし交付額が確定した同種事業の住宅リフォーム支援事業(大雪災害分)の残予算から流用して事業を継続しておりますが、すでに前年度を超える申請があり、4.Act、表の右下部分になりますが、最終の申請件数を505件、補助額を7,240万3千円と見込み、不足分の増額補正をお願いするものであります。

申請増加の主な理由としまして、令和3年1月の大雪を受け、克雪対策工事の申請が例年以上に多く、克雪対策を含みますが子育て世帯改修工事も前年同時期の1. 2倍となっていることなどが要因と考えております。

以上、議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)のうち、 建築住宅課所管分につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご承 認賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了しました。これより、質疑を行います。 質疑のある方は、お願いいたします。はい、古谷委員。
- ○10番(古谷武美) 教えていただきたいんですけれども、3番のチェックのところで最後の方に、『雪害予防のための克雪対策工事などは年度ごとの工事にバラつきが見られ』ってあるんですけれども、どういうようなバラつきなんでしょうか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、佐々木課長。
- ○建築住宅課長(佐々木博喜) こちらになりますけれども、補助事業に関して、雪が多い次の年になると非常にこの工事の申し込みが多くなるということがございます。前回は、平成29年度に大雪になりまして、平成30年度は86件の申請を受けております。今年度は、昨シーズンの大雪に関して申請がありまして、今現在、補正の計算をした時点で114件の申請をいただいております。そうなってきた場合に、その中で、消雪設備を作るということで申請が増加したりとか、雪のない次の年は、そこら辺が減ったりとかという、そういった、ちょっと、雪の多い次の年に対しては、いろんな工事が増えるということで、バラつきがあるというような表現にさせていただいております。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、古谷委員。
- ○10番(古谷武美) 精査するということは、どのようなかたちでするということですか。
- ○委員長(髙橋徳久) はい、佐々木課長。
- ○建築住宅課長(佐々木博喜) 精査に関しましては、やはり非常に金額、補助額が

多くなっておりますので、その内容を見ながら工事の金額等を加味しながら、長く 事業が続けられるように補助の内容を見直ししていきたいという意味合いになりま す。

○委員長(髙橋徳久) ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

討論、表決につきましては、最後に一括して行います。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 午前11時57分 休 憩 )

( 午前11時58分 再 開 )

○委員長(髙橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは早速、審査に入ります。

議案第115号、大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設及び米ヶ森公園の指定 管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。初めに、山崎観光振興課長。

○観光振興課長(山崎兼人) 議案第115号、大仙市協和農林水産物直売・食材供給 施設及び米ヶ森公園の指定管理者の指定についてのうち、観光振興課所管施設の指定 管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の15ページをお開き願います。

大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1の公の施設の名称は、大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設。
- 2の指定管理者となる団体の名称は、株式会社協和振興開発公社。
- 3の指定の期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

当該施設は、四季の湯と指定管理期間を同一にするため今回は非公募により募集し、 令和3年10月5日開催の大仙市指定管理者選定委員会において選定されております。 現在も株式会社協和振興開発公社が管理しており、平成17年2月のオープンから協和温泉「四季の湯」に加えて協和スキー場を含むスポーツ振興施設についても指定管理者となって複合的に業務を行っております。タンポポの根を原料としたソフトクリームや熊肉カレーなど独自の商品開発を重ねて着実に売り上げを確保し、今後も施設利用者へのサービス向上が期待できるものであります。

道の駅協和は、観光振興課所管の大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設と都市管理課所管の大仙市米ヶ森公園が一体となっております。区域につきましては、お手数ではありますが、一つ上のフォルダに上がってもらい、「産業建設常任委員会」フォルダの【議案第115号・関連資料・道の駅協和関連施設平面図】をお開きください。

米ヶ森公園につきましては、引き続き都市管理課より説明があります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い 申し上げます。

- ○委員長(髙橋徳久) 次に、高橋都市管理課長。
- ○都市管理課長(高橋 完) それでは、資料ナンバー1、議案書の15ページと、関連資料「道の駅協和関連施設平面図」をご覧願います。

先に、観光振興課長が説明申し上げました、議案第115号、大仙市協和農林水産物・食材供給施設及び米ヶ森公園の指定管理者の指定についてのうち、公園の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

10月5日に開催されました、大仙市指定管理者選定委員会において、米ヶ森公園に隣接する道の駅協和と一体管理を行うことを目的とし「株式会社 協和振興開発公社」が選定されました。

株式会社 協和振興開発公社を選定した理由として、道の駅協和と一体管理で管理をすることができることで、管理経費の削減やグラウンドゴルフ場を活用したイベントの開催などにより道の駅や、公園の集客が図られる事が期待されるところによるものが主な理由です。

そのほか、公園の管理を行っていた実績もあるため公園の管理についてのノウハウ、 芝刈り、手入れについても定評があり期待をしているところです。

今回の指定期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなります。 以上、ご説明いたしましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い 申し上げます。

○委員長(髙橋徳久) ただ今説明が終了しました。これより、質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 午後 0時 4分 休 憩 )

( 午後 0時 6分 再 開 )

○委員長(髙橋徳久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第116号、令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)を再び議題といた します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(髙橋徳久) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(髙橋徳久) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、全て終了いたしました。

なお、当委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員

長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○**委員長(髙橋徳久)** 異議なしと認め、そのように決しました。
- ○委員長(髙橋徳久) 次に、閉会中の継続審査及び調査の申し出にかかる事件についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及 び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(髙橋徳久) 異議なしと認め、そのように決しました。
- ○委員長(髙橋徳久) これで、産業建設常任委員会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

午後0時7分 閉 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年 月 日

大仙市議会 産業建設常任委員会委員長 髙 橋 徳 久